

5 類への位置づけ変更後の体制について

令和 5 年 4 月 2 8 日
京都府

5 類への位置づけ変更後の体制について

5 類への位置づけ変更に伴い、法律に基づく京都府対策本部は廃止

- 5類感染症に位置づけられることに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されたときは、同法に基づく都道府県対策本部についても廃止

5 類への位置づけ変更後の体制

- 5類感染症への位置づけ見直し後も、
 - ① 医療提供体制の段階的な移行の推進
 - ② 新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備えた対応を迅速かつ円滑に行うための体制を確保する必要があることから、府独自の本部を設置し、引き続き、知事をトップとした新型コロナウイルス感染症への対応体制を構築

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・名 称 : 京都府新型コロナウイルス感染症連絡本部・設置期間 : 令和5年5月8日(月)～当面の間 |
|---|

- 医療提供体制の円滑な移行や、感染再拡大時の対応に備えるため、有識者から意見を聴取する専門家会議についても当面存置